

国際森林年推進事業

【300(0)百万円】

事業のポイント

国際社会の要請に応えつつ、森林・林業の再生や途上国の森林保全対策に対する国民の理解の促進につながるよう、国際森林年に係る取組を積極的に展開します。

<背景/課題>

- ・2011年(平成23年)は、国連が定めた国際森林年(the International Year of Forests)です。国際森林年は、世界中の森林の持続可能な経営、保全、持続可能な利用の重要性に対する認識を高めることを目的としています。
- ・国際森林年という節目の年に、現在我が国において取り組んでいる「森林・林業再生プラン」に基づく森林・林業再生や途上国の森林保全等に対する国民の理解の促進につなげていくことが重要です。

政策目標

国際森林年及び持続可能な森林経営に対する認知度を20%増加(平成23年度)

<主な内容>

1. 国際森林年国内委員会の運営
国際森林年国内委員会を運営し、我が国における取組の推進を図ります。
2. 国際森林年名誉大使活動の展開
我が国の国際森林年名誉大使を任命し、国内外において国際森林年に関する啓発活動等を実施します。
3. 国際森林年普及事業の実施
森林・林業の再生や途上国の森林保全等に対する国民の理解の促進につながるよう必要な情報の整備を図り、民間企業等による記念事業など我が国における幅広い取組を推進します。
4. 国際森林年記念会議の開催
海外から専門家等を招き、国内の森林・林業関係者等の意識啓発を図る行事を開催し、国内の森林・林業再生に向けた動きを後押しします。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁計画課 (03-3591-8449(直))]